

# 石破 自民幹事長もくろむ 「軍法会議」

## B S 番組で 9 条改憲後の設置力説

自民党は同党の改憲草案で、憲法九条を変更して自衛隊を「国防軍」にすることを掲げた。それに伴い、国防軍に「審判所」という現行憲法では禁じられている軍法会議（軍事法廷）の設置を盛り込んでいる。防衛相の経験もある同党の石破茂幹事長は四月に出演したテレビ番組で「審判所設置に強い意気込みを見せた」「死刑（懲役三百年）など不穏な単語も飛び出し、石破氏の発言とは」（小倉貞俊）

「軍事法廷とは何か。罪を犯した場合の裁判をすべて軍の規律を維持するため、国防軍に審判するためのものです。四所を置く」とある。

月二十一日放映の「週刊」続けて石破氏は、現在 BS-TBS報道部」の自衛隊で隊員が上官の憲法改正を問うというテロ命令に従わない場合は、自衛隊法で最高でも懲役七年が上限であることを

持論を展開した。国防軍になると、具体的に説明し、こう語った。「これは国家の独立性に何が変わるのかと問われた石破氏はまず、を守るためだ。出動せよ（改憲草案）軍事裁き」と言われたときに、判例的なものを創設する、いや行くや死ぬかもしれない規定がある」と述べた。いや、行かないという改憲草案九条二の五項と違う人がいないというには「軍人その他の公務員に保護はここにもない。だが職員が職務の実施に伴う罪から（国防軍になったと国防軍の機密に関する）それに従えと。そ



第9条の改正は

れに従わなければ、その国における最高刑に死刑がある国なら死刑、無期懲役なら無期懲役、懲役三百年なら三百年、そんな目に遭うべからず、いざ出動命令に従おうって

「目的は法律と軍事規律を維持することと石破幹事長は4月21日、BS-TBSから

う。人を傷めないのかと言われれば、やっぱり人間性の本質から目を背けちゃいけない」とした重罰を科すために審判所は必要で、石破氏は「公開の法廷ではない」と付け加えた。

自民党のホームページにある「日本国憲法改正草案Q&A」でも、国防軍審判所を「いわゆる軍法会議のこと」と説明、設置理由を「軍事機密を保護する必要があり、迅速な裁判の実施が望まれるため」と解説する。裁判官や検察、弁護側を軍人から選ぶことを想定。審判所が一審制か二審制なのかは「立法政策による」と記され、上訴ができるか否かは不透明だ。この発言について、山口大の藤岡厚教授（歴史学）は「戦前の軍隊のあり方自体を否定することから戦後日本は出発し、

## 「特別裁判所」は禁止…「審判所」で言い抜け?

遠い昔、銃を手にした警官らが街をうろつく光景にファシズムを重ねた。でも、想像力を欠いていたと、権力者をおいては番組と監視カメラ、好戦的な政治家の発言と無関心におふれた日常。もうすでに一線を越えていないか。そういえば、故田中清玄氏は軍国主義はささいな弾みで戻ると警告していた。（牧）

### テラスクエモ

現行憲法がつけられた。石破発言は平和国家日本のありようを根底から覆して、戦前と同様の軍事組織の立ち上げを意図している。歴史の教訓をほかにするもの」と話す。早稲田大の水島朝穂教授（憲法学）も「戦争体験世代の政治家にあつた抑制は皆無、戦前の反省はどこへいったのか」と批判し、「審判所」という表現に注目する。「現行憲法も自民改憲草案も、七六条二項で「特別裁判所」の設置を禁じている。軍法会議はこの特別裁判所にあたるため、通常の行政機関を装った「審判所」という名にしたのではないか」

# 平和憲法に真向背反

こちら特報部

陸上自衛隊第10師団創立50周年記念式典で行進する隊員たち。改題の動きをどう見つけているのか—昨年9月、名古屋市守山邸で



戦前も今も  
自衛隊員と

軍法会議は現在も英米未遂事件では一審、非をほしめ、多くの国で公開、弁護人なしの過酷度が存在する。自衛隊の憲法管理のもと、青年入卒軍服を裁くのが目的の授けや民間人が密室審理だが、戒厳下などでは民のまま、銃殺刑になった人間も対象になる。

た(嶺南教授)

旧日本軍では陸海軍にそれぞれ置かれ、一審の共賞がある大阪経済法科大学には五人の裁判官の大の北博昭職員教授(日うち軍人四人、法曹資格本近代史)は「軍法会議を持つ」文官一人(後に全の目的は軍隊を団結させ、平時では公開されて、組織を維持すること)が認められた。北教授が法曹資格を持つが認められなかった。二・二六事件(一九三六年)のクーデターがある。フィリピンで一九四五年二月に開かれた

持論展開…「死刑」「懲役300年」

「組織の論理優先」が後を絶たず  
家族こそ9条に人権守られる

九四五年二月に開かれた。を受けていたとみられ、務隊から取り調べを受けたのではと推測する。軍法会議で、食料調達の一(兵には)かわいそうため、部隊を抜けた(兵には)かわいそうた。海軍刑法では最高で死、問題への対処は、現状で刑だが、このケースは戦も危うさがちがつく。航空自衛隊小松基地。年十月に不起訴の決定が

この兵は英語が上手 所属していた池田久夫一 出たものの、いまだ名響 復はされていない。 池田氏の支援団体は 被害だったのに、それより軽微な強制わいせつで 処理された。捜査に当たった 警務隊員は女性に 「上司の命令にはお答え ないと表明したという。



海軍・第二道支隊隊の軍法会議庁舎。1942年11月、庁舎移転の記念に撮影された—北博昭氏提供

たのでと推測する。 自衛隊員の裁判に取り 組んできた佐藤博文弁護 士は「警務隊員も身分は 自衛官で、上司の指示に 従う立場。公理性、客観 性が担保されていない」と 言う。佐藤氏が担当して いた女性自衛官の事件で は、強姦未遂に既成する 被害だったのに、それより 軽微な強制わいせつで 処理された。捜査に当た った警務隊員は女性に 「上司の命令にはお答え ないと表明したという。 佐藤弁護士の「組織の論理優先」が後を絶たず、家族こそ9条に人権守られる。ある有司法制に加え、戦前の「国防保安法」一軍機保護法一のような法律が整備される可能性が出てくる」と指摘する。水島教授もこう訴えた。「法に基づいて判断する普通裁判所と違い、絶対的な上意下達のシステムの下、機密保持や軍の閉鎖的な論理が優先されかねない。戦前の恐怖支配の足音が聞える」